コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SHIZUKI ELECTRIC CO.INC.

最終更新日：2015年7月10日
株式会社指月電機製作所
代表執行役社長　伊藤　薫
問合せ先：常務執行役管理本部長　友松　哲也
証券コード：6994
http://www.shizuki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任(CSR)を果たすため、健全でかつ透明性が高く、市場の変化に対応できる経営体制の確立が不可欠と考えております。
　そのためコーポレート・ガバナンスの充実は経営の最重要課題のひとつであると認識しており、的確な経営の意思決定と、それに基づく迅速な業務執行並びに適正な牽制、監督、監視を可能にする体制を構築、整備するとともに、諸施策を適宜実施していくことで、企業価値の向上を図ることが必要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	6,980,754	21.11
ゴールドマンサックスインターナショナル	4,609,001	13.94
株式会社りそな銀行	1,299,216	3.92
指月協友持株会	954,000	2.88
株式会社みなと銀行	925,000	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	843,000	2.54
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	722,000	2.18
ノムラ ピービー ノミニーズ　ティーケーワン リミテッド	601,000	1.81
株式会社村田製作所	571,000	1.72
株式会社ノーリツ	560,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増田幹登	他の会社の出身者											
鳥川光春	他の会社の出身者											
森公利	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
増田幹登				○	――	当社は増田幹登氏の豊富な技術、製造分野の経営経験と幅広い知見を当社経営に反映頂くため、同氏を社外取締役として選任しております。 また同氏は独立役員の要件を完全に充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定致しました。"
鳥川光春	○	○	○	○	――	当社は鳥川光春氏の豊富な営業経験及び開発企画管理の経験と幅広い知見を当社経営に反映いただくため、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員の要件を完全に充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定致しました。
						当社は森公利氏の豊富な法務、コンプライアンス等の経験と幅広い知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化を期待し

森公利	○	○	○	○	――	て、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員の要件を完全に充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定致しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	7名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
伊藤　薫	あり	あり	○	×	なし
足達　信章	なし	なし	×	×	あり
谷口　義裕	なし	なし	×	×	あり
友松　哲也	なし	あり	×	○	あり
矢部　久博	なし	なし	×	×	あり
小田　敦	なし	なし	×	×	あり
藤原　健吾	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査委員である常勤の取締役が社内事情に精通しており、現時点では補助すべき取締役や使用人を配置する必要性が低いため。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、四半期毎に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図り互いに課題認識の摺り合わせを行なっております。平成26年度は計5回の打ち合わせを実施致しました。
監査委員会と内部監査部門（「執行監査室」）とは、各々監査主体の独立性を維持しつつ、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。
　具体的には、内部監査部門から期初に監査計画（監査方針、実施計画など）の提出を受け、監査委員会の意向も反映したうえで、必要に応じて内部監査にも同席し現場の課題を明確にするとともに監査が適正に実施されているかを確認しております。また、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役のみ報酬体系は、「固定報酬」のほか、短期の企業業績及び担当する事業業績を反映する「業績連動報酬」を実施しております。
なお、取締役は固定報酬制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別での開示は行っておりません。
取締役、執行役区分での総額表示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1） 報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の基準を公平且つ適正に定め、その内容は株主や従業員から見て客観的且つ透明であることを基本方針としております。
2） 上記基本方針に基づき制定された役員報酬規程により、取締役及び執行役の報酬は下記の構成となります。
　ア 取締役　　本俸＋職務手当
　イ 執行役　　本俸＋職務手当＋特別執行手当
本俸と職務手当は固定報酬であり、特別執行手当は業績への貢献度により加算される変動部分であります。
3） 取締役報酬
取締役報酬は、執行役に対する監視・監督を健全に機能させるため、業績連動報酬は採用せず固定報酬としています。
社外取締役の報酬は、別途規準による固定報酬を適用しております。
尚、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しておりません。
4） 執行役報酬
執行役報酬は、業務執行に対する職責・見識を積極的に発揮するため、固定報酬に加えて業績連動報酬を採用しております。
5） 個人別報酬
本俸は取締役及び執行役とも同一報酬額であり、個人別格差はありません。
職務手当は、取締役会長、代表執行役、専務執行役、常務執行役等職責を勘案して設定しております。
6） 役員賞与
役員賞与は、当期純利益の10%を上限に、会社業績、経営環境及び今後の業績見通し等を勘案の上、賞与支給金額の原資総額を決定し、各取締役及び執行役に配分するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局である「総務部門」が社外取締役のサポートを行っております。
具体的には、原則毎月開催する取締役会資料として「事業業績・事業収益・事業計画の進捗状況等の月次進捗報告書」を提出しております。
また、社外取締役が過半数を占める各委員会の開催にあたっては事前に報告書や説明資料を準備する等積極的な情報提供を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能図（コーポレート・ガバナンス体制図）を巻末に添付しております。
1.当社は平成15年6月に「委員会等設置会社（現　指名委員会等設置会社）」に移行し、業務の執行機能と監督機能を分離すると共に、取締役会の監督機能を強化 して、客観性と透明性の高い経営の実現を目指しております。平成26年度におきましては、取締役6名のうち3名は社外取締役であります。
2.各委員会、組織の概要
・「取締役会」は社内、社外取締役全員で構成し、原則毎月開催で経営の意思決定、業務執行の監督を行っております。
平成26年度は16回開催しました。
・「指名委員会」は社外取締役2名、社内取締役1名で構成し、取締役の選任、解任議案を株主総会へ上程する職務を担っております。平成26年度は3回開催しました。
・「監査委員会」は社外取締役2名、社内取締役1名で構成し、執行役の職務執行の監査、会計監査人の選任、解任議案を株主総会へ上程する職務を担っております。平成26年度は14回開催しました。
監査委員会の職務を補助する組織として「監査委員会室」を設け、執行役の指揮命令に服さない専属の使用人を配置できるよう規定しております。（H26年度は配置しておりません）
・「報酬委員会」は社外取締役2名、社内取締役1名で構成し、取締役・執行役の報酬を決定しております。平成26年度は7回開催しました。
・各委員会構成メンバーの選定方法、選定理由は取締役の見識、経験を勘案し、取締役会で審議、検討を行い決定しております。
・「執行役会」は執行役全員（平成26年度7名）で構成し、代表執行役社長が経営重要事項を多面的な検討を経て慎重に決定する為の諮問機関として位置づけております。平成26年度は12回開催しました。
・「執行監査室」は執行部門の内部監査組織として設置し、監査結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告しております。
3.監査の状況
・「監査委員会」と「内部監査部門（「執行監査室：人員2名」）」とは、各々監査主体の独立性を維持しつつ、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるべく活動を行っております。
具体的には、「監査委員会」は内部監査部門から期初に監査計画（監査方針、実施計画など）の提出を受け、監査委員会の意向も反映したうえで、必要に応じ内部監査にも同席し現場の課題を明確にするとともに、監査が適正に実施されているかを確認しております。
また監査結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告しております。
・「会計監査人監査」は有限責任監査法人トーマツが当社及び子会社の監査を実施しております。監査結果は代表執行役のみならず「監査委員会」に対しても報告されております。

監査に従事した会計士は下記の通りであります。　　（平成26年度）
指定有限責任社員　木村文彦　　有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員　矢倉幸裕　　有限責任監査法人トーマツ
※継続関与年数については全員7年以内である

監査業務に関る補助者の構成
公認会計士8名　その他10名

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は平成15年６月に委員会等設置会社（現　指名委員会等設置会社）に移行し、経営機構の改革を行いました。
これにより経営の監督と業務の執行を明確に分離し、経営の監督機能は取締役会が、経営の執行機能は執行役が担う体制とし経営課題について的確かつ迅速な意思決定と実行を可能とすることを目指しております。
　また、取締役会の内部機関として各々3名の取締役（内2名は社外取締役）にて構成する指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、中立的な視点から当社経営に対し助言と監督を行うことで、客観性と透明性の高い経営の実現を目指しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日に開催した当社定時株主総会では2015年6月9日に株主総会招集通知を発送しました。
その他	1）報告事項を大型スクリーンでビジュアルな表示・説明を行い、株主に理解しやすい工夫をしております。また、株主総会終了後、株主と懇談できる場を設け対話に心掛けております。 2）招集通知をカラー印刷で作成し、株主様がわかりやすく、読みやすいものとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算終了後、東京において説明会を実施しております。 また、アナリスト・機関投資家向けに個別に決算状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時適切な情報開示の観点から、経営・事業・決算情報・環境・社会活動等を掲載しております。 IRに関するURL　http://www.shizuki.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　総務部　広報グループ IR担当役員　常務執行役管理本部長　友松哲也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「法令遵守」「内部統制システムの整備・運用」「社会・地域貢献」「環境保全活動」などの取組みを展開・実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムを構築し運用する目的を「業務の有効性と効率性」「財務情報、その他の企業情報の信頼性の確保」「コンプライアンス（倫理、遵法）及びリスク管理」「資産保全」と定義し、その構築、整備、運用に努めております。具体的には執行監査室を中心に、関連部署からその委嘱を受けた専門的見識を有する担当者が協力して、本社各部署並びに子会社の内部統制監査を実施し、内部統制システムのレベルアップを図っております。

1. 当社は平成15年６月に「委員会等設置会社（現　指名委員会等設置会社）」に移行し、業務の執行機能と監督機能を分離すると共に、取締役会の監督機能を強化して、客観性と透明性の高い経営の実現を目指しております。平成25年度におきましては、取締役６名のうち３名は社外取締役であります。
2. 代表執行役社長が経営重要事項を多面的な検討を経て慎重に決定する為に、諮問機関として「執行役会」を設置しております。
3. 内部監査組織として「執行監査室」を設置し、監査結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告しております。
4. 当社が目指す「コンプライアンス経営」は、遵法は勿論のこと「会社の価値観・倫理観に基づく考働」「自ら厳しく自己管理できる自律的な組織風土の醸成」「透明性の確保による適切な牽制関係の確立」を実効あるものとする体制作りを進めております。
   具体的には「コンプライアンス憲章（考働規範と考働基準）」を制定すると共に、ハンドブックにして社員全員に配布、周知徹底に努めております。
   また、内部通報窓口（社内、社外）を設け、問題の発掘とコンプライアンスの推進に努めております。
5. 具体的な内部統制運営は、
   ・経営理念や経営方針を「社是」「経営ビジョン」「経営の基本方針」「考働指針」等に定め、社員への徹底を図っております。
   ・社内規程により「職務権限及びその責任を明確化」し、「組織ごとのミッションや業務プロセスを評価・管理・牽制する」と共に「モニタリング機能により内部統制システムの有効性を継続的に監視」しております。
   ・決裁権限を社内規程に定め、会議体等で意思決定プロセスを明確にしております。
6. 反社会的勢力排除に向けた基本方針
   当社は、民事介入暴力などを含む反社会的勢力に対しては「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本姿勢とし、これらの者に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない事を基本方針としております。
7. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
   ・当社は、反社会的勢力への対応部門及び不当要求防止責任者を配置し、被害を未然に防ぐため警察、弁護士、外部機関等と連携をはかり、情報を収集・管理し随時社内開示を行う体制としております。
   ・指月グループ全員に考働規範を記述したコンプライアンス憲章を配布し、併せて対応規程の充実、周知徹底を図り普及啓発に取組んでおります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な企業活動を遂行するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

「反社会的勢力排除に向けた整備状況」
警察・弁護士等の外部の専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報を収集・管理する体制となっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社はCSR経営を通して社是の実現により、企業価値を高めることが最重要手段と考えております。
具体的にはお客様目線に立った積極的かつ堅実な経営の実践により、当社のパフォーマンスを広く訴えて行くことであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に、記載すべき事項はありません。

(コーポレート・ガバナンス体制図)

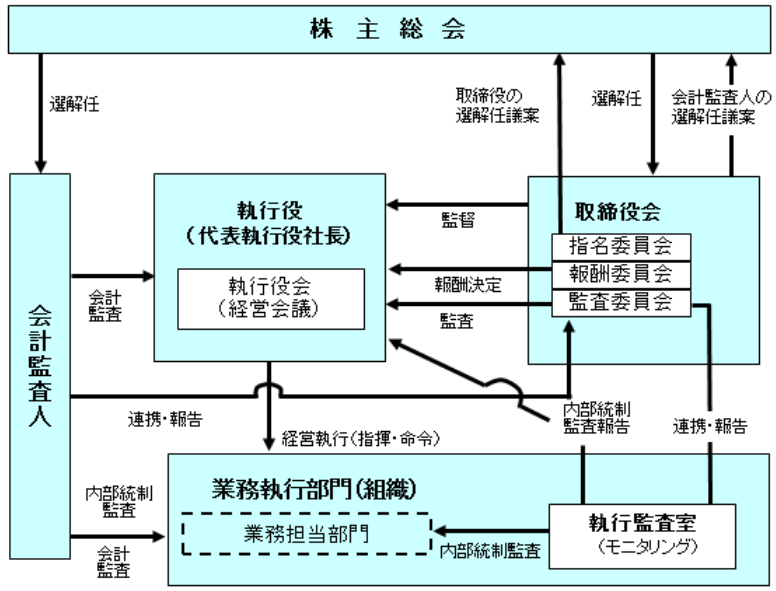

（適時開示に係る社内体制の概要図）

